

知ることから始まる、食のバリアフリー

今日から役立つアレルギー研修

岡江田島海生体験交流協議会事務局（商工観光課） ☎0823-43-1632

食物アレルギーってよく聞くけど、「なんだか大変そう」、「どう対処してよいかわからない」「どういう仕組みなんだらう」といった疑問を抱えていませんか？

そんな疑問が解消できる食物アレルギー研修会を開催します！

長年食物アレルギー対応に携わってきた専門家をお招きし、基本的な仕組みからエピペン®練習機を使用した実習まで、アレルギー対応に当たっての大切なポイントを押さえることができます。

食物アレルギーはこどもから大人まで関係するものであり、理解を深めることで、みんなが安心しておいしいといえる環境づくりにもつながります。

修学旅行生の民泊体験を受入している家庭に向けた研修ですが、「この子には何を食べさせてあげられるかな？」という悩みをお持ちの方、内容に興味がある、学んでみたいといった方など、どなたでも参加可能です！

みんなのおいしいを守るコツを学んでみませんか？

ご参加お待ちしております！

日時

第1回 6月28日(日) 午後3時～5時

第2回 6月29日(月) 午前10時～正午

※いずれも同じ内容です。

場所

大柿市民センター（大柿町大原 535-2）

講師

認定NPO法人アレルギー支援ネットワーク

常務理事 中西里映子さん

申し込み

電話もしくはQRコードからお申込みください。



みんなで楽しむ！多文化・多世代交流運動会 参加者募集

えたじま みんなのうんどう会を開催します（参加費無料）

岡まちづくり共生課（鹿川文化センター） ☎0823-45-2301

こどもから大人まで、誰でも楽しめる運動会を今年も開催します！年齢・性別・国籍を超えて、地域ごとのチームで力を合わせる交流イベントです。種目は、パン食い競争、むかで競争、綱引き、腕相撲、リレー、クイズなど盛りだくさん！運動が得意な方も、久しぶりに体を動かす方も大歓迎です！

お申込みはQRコードまたは電話でお願いします。

日時 6月28日(日) 午前9時～午後4時頃

場所 江田島市スポーツセンター

持ち物 室内用シューズ、お弁当、飲み物

定員 150人程度

申込期限 6月22日(月)

主催 エタナ

共催 江田島市国際交流協会（縁づくり事業）



月に1回おいしく楽しい交流をしましょう！

地域食堂おかえりカフェ スタート！（予約不要）

岡地域食堂おかえりカフェ事務局（鹿川文化センター） ☎0823-45-2301

鹿川交流プラザで月に1回開催する地域食堂おかえりカフェがスタートしました。地域食堂おかえりカフェは地域のボランティアで運営し、年齢や国籍を問わず地域で集まる機会をつくり、食を通じた交流を行います。

ごはんだけでもおしゃべりだけでもOKですので、ぜひお越しください。

日程 6月21日(日)、7月12日(日)、8月23日(日)、9月13日(日)、

10月18日(日)、11月29日(日)、12月20日(日)、

令和9年1月17日(日)、2月21日(日)、3月28日(日)

時間 正午～午後2時

場所 鹿川交流プラザ（鹿川文化センター）（能美町鹿川 3126-1）

参加費 200円（中学生以下無料）



税制面の優遇措置もあります。詳しくは農業委員会事務局へお問合せください。

農業者年金に加入しましょう

岡 農業委員会事務局 ☎0823-43-1645

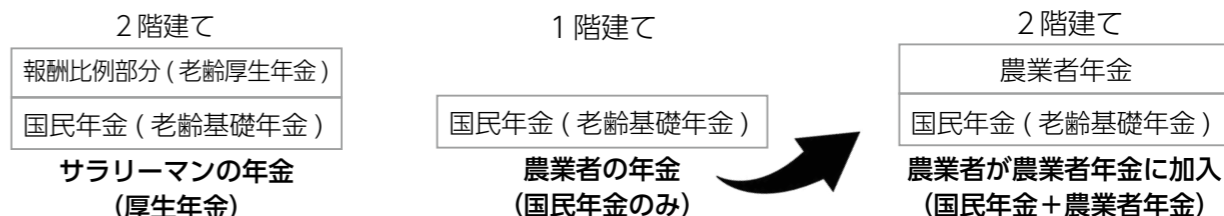
農業者の年金は、サラリーマンと違い公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並みの年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として、農業者には農業者年金制度があります。

次の3つの要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

①国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）

②年間60日以上農業に従事

③60歳未満



どの制度も随時申請を受け付けていますので、事前に相談してください。

農業関係補助金のご案内

岡 農林水産課 ☎0823-43-1642

市では、農業振興や有害鳥獣からの被害防止を支援するため、次のような補助制度を設けています。補助制度の相談や質問は、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

予算の範囲内で補助金の交付となるため、申請しても必ず交付されるとは限りません。

補助金制度など	補助の内容	補助対象・補助金額等	問い合わせ先
農業用ハウス等整備補助 【下線部内容拡充】	花き・野菜などの安定生産および産地の維持拡大を図るため、施設（農業用ハウスおよび共同利用施設※）またはスマート農業設備の新設や改修に必要な費用を補助します。 ※3戸以上の農業者で組織する団体に限ります。	①ハウスの新設の場合 ・認定農業者など…費用の1/2以内（上限200万円） ・その他…費用の1/4以内（上限100万円） ②付帯施設の新設（スマート農業設備含む） ・認定農業者など…費用の1/2以内（上限100万円（共同利用施設は20万円）） ・その他…費用の1/4以内（上限50万円） ③施設の改修の場合（設備を含む） ・認定農業者など…費用の1/3以内（上限80万円（共同利用施設は5万円）） ・その他…費用の1/5以内（上限20万円）	農林水産課振興係 ☎0823-43-1642
有害鳥獣防除用施設設置補助	イノシシなどの有害鳥獣から、農作物や生活環境を守るため、自己所有地など※に設置する防除用施設の設置費用を補助します。 ※真正な権利者または所有者の承諾を得た土地に限ります。	電気柵、防護柵、防除網、防草シート、捕獲わななど…資材費の3/4以内（上限5万円） ※対象資材が御不明な場合は、購入前にお問い合わせください。 ▶申請者が65歳以上の場合…設置費の3/4以内（上限2万5千円）	
狩猟免許取得補助	イノシシなどの有害鳥獣から農作物などを守るため、防止対策として市民自らが狩猟免許を取得した場合の費用を補助します。	講習会の受講料・試験手数料（定額） ※ご自身で狩猟免許試験や講習会の申込みが必要です。 ※更新費用は対象外です。	農林水産課 イノシシ110番 ☎0823-43-1652
生活環境被害防止補助	集落の中にある野生動物を寄せ付けるおそれがある放置果樹の伐採に必要な費用を補助します。	伐採等に必要の消耗品、作業機械の燃料費、作業機械の借り上げ料、地域住民の活動に要する経費（謝金、交通費、保険料等）、伐採木の処分費、業者への委託費等…経費の1/2（1地区当たり上限50万円。ただし、伐採木1本当たり上限2万円） 【対象者】まちづくり協議会、自治会等 ※個人が行う場合は、対象外です。	

※オリーブ栽培支援補助（肥料、農薬、支柱）は、令和7年度で終了しました。